

## モデルクレジットキャッシュレス利用ポイント特約

### 第1条（目的・本サービスの概要）

- 1.本特約は、国の施策である「キャッシュレス・消費者還元事業」（2019年10月1日の消費税増税後所定の期間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店舗等で支払いを行った場合に消費者への還元を行う、国の事業をいい、以下「本事業」という。）に基づき、当社が発行するモデッカカードの会員規約（以下「会員規約」という。）に定める付帯サービスとして、モデッカカードの本会員に対して「請求割引ポイント」（以下「本ポイント」という。）を付与し、本ポイントの利用を認めるにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものです。
- 2.当社が本特約に基づき会員に対して提供するサービス（以下「本サービス」という。）は、会員が「ポイント付与対象期間中」に、「対象カード等」を用いて、「対象加盟店」において、「ショッピング利用（但し、ポイント対象外取引を除く。）」を行った場合に、本特約に定める条件に基づき、当社が本会員に対して、ショッピング利用代金に応じた本ポイントを付与し、本ポイントを換算した相当額を、本会員のカード利用代金から相殺するサービスです。会員は、本特約を承認し、本特約に定める制限等に服することを条件として、本サービスの提供を受けることができます。
- 3.本ポイントは当社のモデッカポイント（以下「その他ポイント」という。）とは異なるポイントです。その他ポイントと本ポイントとの間でのポイント移行はできません。
- 4.本サービスは、本事業の一環として行われるものです。本事業においては、会員が対象加盟店においてショッピング利用を行った場合、当該対象加盟店が、当該対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社等を介して、事務局に対して、本ポイントの対象となるショッピング利用の売上代金額（以下「ポイント算定対象金額」という。）を通知し、さらに事務局が当社に対して、ポイント算定対象金額の情報を提供します（以下、事務局が当社に対して提供するポイント算定対象金額に関する情報のことを「ポイント算定情報」という。）。当社による本ポイントの算定及び付与は、ポイント算定情報に基づき行われるものです。尚、当社から本会員に対するカード利用代金の請求は、加盟店から事務局を介さずに当社に到達した売上情報（以下「カード売上情報」という。）に基づいて行われます。
- 5.会員は、以下の事項に起因する本サービスの制約について承諾するものとします。
  - ①当社にポイント算定情報が到達する時期と、当社にカード売上情報が到達する時期が異なること
  - ②本ポイントの算定及び付与は、ポイント算定情報に基づき行われること
  - ③本会員に対するカード代金の請求時期と本ポイントの付与の時期が異なる場合があること
  - ④その他ポイント算定情報とカード売上情報が異なる情報であること

### 第2条（用語の定義）

本特約における用語の意味は、各条に規定するほか、以下に定めるとおりとし、本特約に別段の定めがない場合には、会員規約の用法に従うものとします。

(1)事務局	本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。
(2)対象カード等	「会員規約」の適用される消費者向けクレジットカードその他、第3条第1項及び第2項において、本サービスの対象となるキャッシュレス決済手段として定められたカード等をいいます。
(3)ポイント付与対象期間	第4条第1項及び第2項に定める期間をいいます。
(4)対象加盟店	本事業への参加資格を有し、事務局に対して、本事業への参加登録を行っている加盟店をいいます。対象加盟店は、事務局によって公表されます。
(5)ポイント対象外取引	会員がショッピング利用を行っても本ポイントが付与されない取引のことをいい、第6条(1)から(8)までに列挙される取引をいいます。

### 第3条（対象となるキャッシュレス決済手段）

- 1.当社は、会員が「会員規約」の適用される消費者向けクレジットカード（以下「消費者用カード」という。）を用いてショッピング利用を行った場合に、本会員に対して、本特約の定めに従い、本ポイントを付与します。
- 2.「モデッカ・コーポレートカード会員規約」、「平川ビジネスカード会員規約」の適用されるカード等は対象カード等には含まれず、これらのカード等及びそれらに付随するキャッシュレス決済手段を用いてショッピング利用を行っても本サービスの対象となりません。

### 第4条（ポイント付与対象期間等）

- 1.ポイント付与対象期間は、本事業の消費者還元期間と同じであり、原則として2019年10月1日から2020年6月30日までとなります。
- 2.前項にかかわらず、国または事務局が、本事業の消費者還元期間の始期を2019年10月1日よりも遅らせた場合、又は本事業の消費者還元期間の終期を2020年6月30日よりも早めた場合には、ポイント付与対象期間は、本事業の消費者還元期間の変更に合わせて、当然に変更されるものとし、また、その他の事情により、当社がポイント付与対象期間を変更する場合には、事前に、当社のWEBサイト上で公表します（尚、本サービスに関する当社のWEBサイトのURLは<https://www.modecca.co.jp>です。以下同じ。）
- 3.会員がポイント付与対象期間以外にショッピング利用を行った場合には、本会員に本ポイントは付与されません。また、会員がポイント付与対象期間中にショッピング利用を行った場合であっても、2020年7月31日（以下「ポイント算定情報到着期限日」という。尚、当社がポイント算定情報到着期限日を変更する場合には、事前に、当社のWEBサイト上で公表する。）までに、事務局から当社にポイント算定情報が到着しなかった場合には、如何なる理由であっても（加盟店、加盟店管理会社、事務局等に起因する理由により、ポイント算定情報がポイント算定情報到着期限内に当社に到着しなかった場合を含む。また、会員の帰責性の有無を問わない。）、本会員に本ポイントは付与さ

れません。但し、ポイント算定情報到着期限日までに当社にポイント算定情報が到着していたにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により本会員に本ポイントが付与されてなかった場合には、この限りではありません。

#### 第5条（ポイントの付与条件）

1.当社は、対象加盟店での本ポイント付与の対象となるショッピング利用ごとに（複数のショッピング利用代金を合算することはない。）、当該ショッピング利用代金額（ポイント算定対象金額をいう。）に当該対象加盟店に適用されるポイント還元料率（5%又は2%）を乗じた数（1ポイント未満の端数は切り捨てる。）の本ポイントを本会員に付与します。尚、家族会員のショッピング利用分に対応する本ポイントも家族会員ではなく本会員に付与されるものとします。

2.会員は、以下の(1)(2)について、自己の責任でショッピング利用の前に確認を行うものとします（尚、確認方法として、会員が加盟店の店頭に掲示されるポスター等の掲示物を確認するなどして加盟店に確認する方法のほか、国又は事務局が所定のWEBサイトにおいて公表を行うことが予定されている。）。また、当社は、会員に過失があったか否かを問わず、会員が以下の(1)(2)について錯誤に陥ったことを理由としたショッピング利用の取消や本ポイント又は本ポイントに代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、その他一切の責任を負わないものとします。

(1)加盟店が対象加盟店であるか否か

(2)各対象加盟店に適用されるポイント還元料率

3.国、事務局又は対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社(当社を含む。)によって、対象加盟店の本事業への参加登録資格が取り消される場合があります。この場合において、会員が当該加盟店でショッピング利用を行った時点で当該加盟店が本事業への参加資格要件を充たしていなかったと事務局、当社が認める場合には、既に会員が本ポイントを利用した後であっても、本会員に付与された本ポイントが遡及的に取り消されることを、会員は承諾するものとします。

#### 第6条（ポイント対象外取引）

会員が行ったショッピング利用が、以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合は、当該取引が対象加盟店で行われたものであるか否かにかかわらず、本ポイント付与の対象外とします。

(1)消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙および物品切手等の販売

(2)全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売

(3)新築住宅の販売

(4)当せん金付証券（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）の販売

(5)収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い

(6)給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い

(7)キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い

(8)その他本事業の目的・趣旨から適切でないとして経済産業省および事務局が判断するものに対する支払い

#### 第7条（ポイント付与上限）

- 1.第5条第1項にかかわらず、単一の標準期間（会員規約に定める標準期間をいい、当月1日から当月末日までの期間をいう。以下同じ。）に対応して本会員に付与される本ポイントには上限があります。当社は、標準期間内に当社においてポイント算定情報の受入処理手続きが完了したポイント算定対象金額につき、第5条第1項に基づき算定したポイント数の合計がポイント上限数を超える場合には、その超過分につき、本ポイントを本会員に付与しません。
- 2.前項に定めるポイント上限数は、消費者用カード1枚につき、15,000ポイントとします。尚、家族会員のショッピング利用におけるポイントは、本人会員のショッピング利用におけるポイントと合計で15,000ポイントを上限とするものとします。

#### 第8条（ポイントの付与時期・利用方法）

- 1.当社は、標準期間内に当社においてポイント算定情報の受入処理手続きが完了したポイント算定対象金額に基づき、第5条および第7条に従って算定した本ポイントを、カード利用代金の約定支払日（翌月27日。但し、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）に本会員に付与します。尚、当社にポイント算定情報が到達する時期と、当社にカード売上情報が到達する時期が異なることにより、会員に対するカード利用代金の請求時期と本ポイントが付与される時期がある事を、会員は予め承諾するものとします。
- 2.当社は、前項に基づき本会員に付与した本ポイントの全額につき、前項の約定支払日当日に、1ポイント＝1円の割合で金銭に換算し（以下、換算した後の本会員の当社に対する金銭債権の債権額を「ポイント相当額」という。）、本会員の当社に対する約定支払額の支払債務と対当額にて相殺（約定支払額からポイント相当額を自動的に控除）します。当該約定支払日における約定支払額がポイント相当額よりも大きい場合には、当社は相殺後の残額につき、本会員から会員規約に基づき支払いを受けます。また、当該約定支払日における約定支払額がポイント相当額よりも小さい場合には、当社は相殺後の残額につき、次回の約定支払額と相殺するものとします。また、退会等の理由により、ショッピング利用が見込めない場合は、本会員のお支払い口座に振り込みます。尚、本会員がお支払い口座を届け出していない場合には、当社は相殺後の残額を本会員に支払う義務を負いません。

#### 第9条（キャンセル・ポイント付与の取消）

- 1.会員は、加盟店との間のショッピング利用の原因となる取引が、取消、解除または合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、ショッピング利用を取り消すことで当社クレジットカード取引システムによる返金を受けるものとし、加盟店から現金による返金を受けてはならないものとします。
- 2.会員が以下のいずれかの事項に該当する場合には、当社はその対象となったショッピング利用に係る本ポイントの付与を取り消します。
  - (1)本ポイントの付与対象となったショッピング利用につきショッピング利用を取り消した場合

(2) 第5条第3項に該当する場合

(3) ポイント対象外取引につき誤って本ポイントが付与された場合

(4) 会員が本特約に違反した場合その他本会員が本ポイントを付与される正当な権利を有しないと認められる場合

3.前項の場合、本会員が前条に基づき本ポイントを利用したことにより当社に対する支払いを免れた約定支払額につき、本会員は会員規約の定めに基づき、当社に対して支払うものとします。

#### 第10条（譲渡禁止）

本会員は、付与された本ポイントを他人に譲渡したり、質権その他の担保権を設定したりすることはできません。

#### 第11条（本事業、キャッシュレス決済の停止・会員資格の取消）

1.会員が以下の各項のいずれかに該当する場合、当社は会員に何らの通知又は催告を行うことなく、消費者還元を停止のうえ、当該会員のキャッシュレス決済を停止し、又は会員規約に基づく会員としての資格を喪失させることができるものとします。また、本条第1項第4号で定める不当な取引に会員が関与したことが疑われる場合、又はそのおそれがある場合は、当社は当該事実を事務局に届け出ることができるものとします。

(1) 当該会員の退会によりクレジット契約が終了したとき

(2) 本事業が実施されなくなったとき、又は、事業期間の途中であっても本事業が終了したとき

(3) 会員が本特約のいずれかを違反していると、当社又は事務局が認めた場合

(4) 会員に帰責する以下の不当な取引（以下、これらを総称して「不当な取引」といいます。）が発生した場合

①他人の対象カード等を用いて決済した結果として、自己又は第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

②架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己又は第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

③商品もしくは権利の売買又は役務の提供を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、ショッピング利用を行い、自己又は第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

④本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

⑤本事業の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金もしくは本事業の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己又は第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

⑥本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること

⑦その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

2.会員が不当な取引を行ったことにより、当社、本事業に関与する決済事業者、事務局又は国に損害が生じたときは、会員は当該損害につき賠償する責任を負うものとします。また、当該損害賠償債務には年 14.6%（年 365 日の日割計算）の遅延損害金を付すものとします。

#### 第 12 条（調査協力）

1.当社は、以下のいずれかの事由に該当した場合、会員に対して、書面の送付、電子メールの送信、電話等により、対象カードの利用状況等当社が指定する事項について確認を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。

- (1)国又は事務局からの調査の指示を受けた場合
- (2)会員が第 11 条第 1 項第 4 号に該当する取引を行った疑いがあると当社が判断した場合
- (3)前号以外で、会員が本特約に違反する疑いがあると当社が判断した場合
- (4)前各号に規定するほか、会員の利用状況について確認する必要があると当社が判断した場合

2.前項に基づき当社から確認があった場合、会員は、遅滞なく当該確認に応じ、当社が指定する方法で回答するものとします。

#### 第 13 条（個人情報の共同利用）

会員が不当な取引を行った場合又は不当な取引を行ったことが疑われる場合、当社、国、事務局、本事業に参加する決済事業者及びそれらの委託先は、不当な取引を行った者の特定、不当な取引の防止及び不当な取引によって生じた損害の賠償請求等を利用目的として、会員に関する以下の(1)から(7)の情報を共同して利用します。尚、当該共同利用の管理について責任を有する者は事務局となります（共同利用の詳細は、URL：<https://cashless.go.jp/>に記載されます。）。

- (1)氏名
- (2)生年月日
- (3)電話番号
- (4)住所
- (5)カード番号等
- (6)お支払い口座
- (7)不当な取引を行った事実

#### 第 14 条（明細）

当社より会員に送付するカードご利用代金明細書及び会員専用WEBサービスに記載される金額は、当社が第 8 条に基づき付与する予定のポイント数をポイント相当額に換算した金額となります。最終的なポイント付与数は、その後のポイント付与の取消等の事情により変更される場合があり、これにより本会員の約定支払額が明細に記載された金額から変更されることがあります。

#### 第 15 条（免責事項）

当社は、対象加盟店、本事業に参加する当社以外の決済事業者、通信事業者、事務局、国等、当社以外の第三者に起因する事業に基づいて生じた会員の損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（本特約の有効期間）

- 1.本特約の有効期間は、2021年3月末日までとします。
- 2.本特約の有効期間経過後も、第4条第3項、第5条第3項、第9条、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条、第15条は引き続き効力を有するものとします。

#### 第17条（本特約及び本サービスの改定）

- 1.当社は、必要に応じて随時、本特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。
- 2.本サービスは、国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更又は具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、会員は承諾するものとします。
- 3.本特約及び本サービスの内容の変更は、当社のWEBサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。